

(趣旨)

第1条 この条例は、古河市公民館の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第149号)第2条及び第3条に規定する公民館(以下「公民館」という。)の利用について定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 公民館を利用する者は、次の事項を具してあらかじめ古河市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

- (1) 利用日
- (2) 利用目的及び利用人数
- (3) 利用施設
- (4) 申請者の住所氏名

(利用の制限)

第3条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。

- (1) 秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物及び附属設備(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第23条の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他教育委員会が公民館の利用を不適当と認めるとき。

2 教育委員会は、既に利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)に前項各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、許可条件の変更若しくは利用の停止又は利用許可の取消しをすることができる。この場合において、利用者が損害を被ることがあっても、教育委員会は、その責めを負わないものとする。

(原状回復)

第4条 利用者は、公民館の利用を終えたとき、又は利用を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちにその場所を清掃し、施設等を原状に復ししなければならない。

2 利用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行して、その経費を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第5条 利用者は、故意又は過失によって施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用者は、利用中に生じた全ての事故につきその責任を負うものとする。

(使用料)

第6条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第8条 既に納付した使用料は、返還しないものとする。ただし、教育委員会は、特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還することができる。

(キャンセル料)

第9条 市長は、利用の許可の取消し若しくは変更の申出を受け、又は利用者が当該申出をせずに公民館を利用しなかったときは、当該利用者からキャンセル料を徴収することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年9月12日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の古河市公民館使用条例(昭和36年古河市条例第10号)、総和町公民館使用条例(昭和49年総和町条例第36号)又は三和町中央公民館使用条例(昭和45年三和町条例第21号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日から平成17年度までの間、公民館の利用及びその使用料(平成17年度分の利用に係る使用料をいう。)については、合併前の条例の例による。

附 則(平成19年条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
附 則(平成22年条例第1号)
この条例は、平成22年3月23日から施行する。
附 則(平成22年条例第16号)
この条例は、平成22年6月1日から施行する。
附 則(平成23年条例第29号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第5項までの規定は、平成24年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 5 前項の規定による改正後の古河市公民館利用条例、古河市生涯学習センター総和の設置及び管理に関する条例及び古河市ユースセンター総和の設置及び管理に関する条例の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後の利用について適用するものとする。
附 則(平成26年条例第21号)
この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。
(平成26年教育委員会規則第12号で平成26年7月1日から施行)
附 則(平成27年条例第14号)
この条例は、平成27年4月1日から施行する。
附 則(平成28年条例第39号)
この条例は、平成28年10月1日から施行する。
附 則(平成29年条例第42号)
この条例は、平成30年4月1日から施行する。
附 則(平成30年条例第38号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。
附 則(令和元年条例第48号)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の古河市公民館利用条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の利用の許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
附 則(令和4年条例第34号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(令和5年条例第38号)
この条例は、令和5年11月1日から施行する。

別表(第6条関係)
公民館使用料

(単位：円)

利用区分		時間	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
中央 公民 館	会議室Ⅰ		500	500	760
	会議室Ⅱ		500	500	760
	小会議室		500	500	760
	小集会室		500	500	760
	料理実習室		1,010	1,010	1,520
	大ホール		2,030	2,030	3,050
		冷暖房費	1,010	1,010	1,520
	学習室Ⅰ		500	500	760
	学習室Ⅲ		500	500	760
	学習室Ⅳ		500	500	760
	学習室Ⅴ		500	500	760
	茶室		500	500	760
	視聴覚室		500	500	760

	研修室	500	500	760		
	音楽室	500	500	760		
さくら公民館	会議室	500	500	760		
	学習室	500	500	760		
	料理実習室	1,010	1,010	1,520		
	ホール	1,520	1,520	2,030		
	冷暖房費	760	760	1,010		
つつみ公民館	多目的ホール	1,520	1,520	2,030		
	冷暖房費	760	760	1,010		
	会議室1	500	500	760		
	会議室2	500	500	760		
	和室1	500	500	760		
	和室2	500	500	760		
	調理実習室	1,010	1,010	1,520		
	ふれあい公民館	会議室	500	500	760	
料理実習室		1,010	1,010	1,520		
ホール		1,520	1,520	2,030		
冷暖房費		760	760	1,010		
学習室		500	500	760		
中田公民館		調理室	1,010	1,010	1,520	
	工作室	610	610	910		
	視聴覚室	2,030	2,030	3,050		
	会議室1号	500	500	760		
	会議室2号	500	500	760		
	和室1号	400	400	610		
	和室2号	400	400	610		
		午前9時30分～午前11時30分	午後0時30分～午後2時30分	午後3時～午後5時	午後5時30分～午後7時30分	午後8時～午後10時
	ホール	610	610	610	910	910
	冷暖房費	300	300	300	450	450
古河東公民館	会議室1号	500	500	760		
	会議室2号	500	500	760		
	会議室3号	500	500	760		
	会議室4号	500	500	760		
	和室1号	500	500	760		
	和室2号	500	500	760		
	調理室	1,010	1,010	1,520		
		午前9時30分～午前11時30分	午後0時30分～午後2時30分	午後3時～午後5時	午後5時30分～午後7時30分	午後8時～午後10時
	視聴覚室	1,010	1,010	1,010	1,520	1,520
	工作室	300	300	300	450	450
備品	ピアノ	500	500	500		

備考

- 1 使用時間がその区分の全時間に満たない場合でもその区分の使用料を徴収する。
- 2 市民以外の者が使用する場合の使用料は、5割増とする。この場合において10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- 3 坂東市、猿島郡五霞町、猿島郡境町、栃木県栃木市、栃木県小山市、栃木県下都賀郡野木町、埼玉県加須市及び群馬県邑楽郡板倉町に住所を有する者は、市民と同じ使用料とする。